

マイナ保険証の利用促進等について

令和7年1月21日
福岡県医療保険課

(1) マイナ保険証への移行について

現行の健康保険証の発行は、**令和6年12月2日**より終了し、**マイナンバーカードでの保険証利用(マイナ保険証)を基本**とする仕組みに移行



経過措置

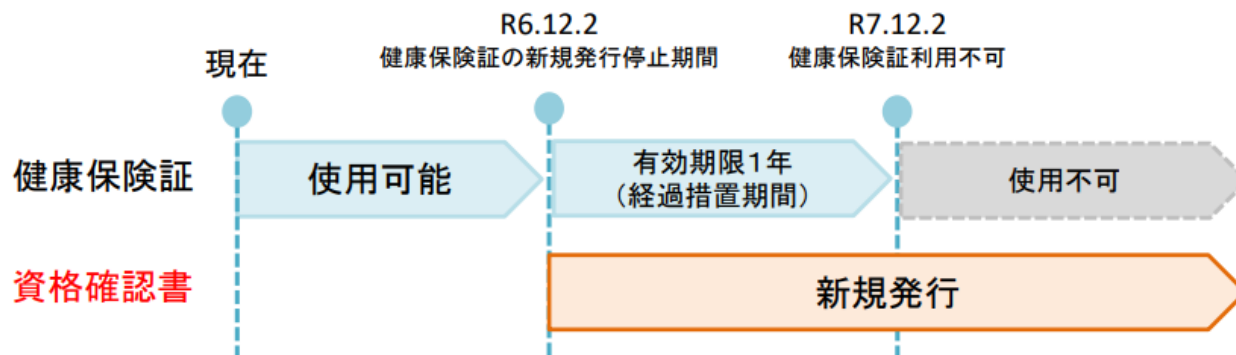
令和6年12月2日時点で有効な現行の健康保険証は、**最大1年間**は使用可能

※ ただし、経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで医療保険の異動が生じた場合は失効

※ 県内の市町村国保における発行済保険証の有効期間は令和7年7月31日まで

資格確認書

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを取得されていない方などには、本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付される。これを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、保険診療を受けることができる。



(2) マイナ保険証の利用状況等について

利用状況 (令和6年11月)

全国 18.5%、福岡県 16.4%、**福岡県市町村国保 19.3%** (最大26.3%～最低10.6%)
① 岡垣町 26.3% ② 古賀市 25.9% ③ 大刀洗町 25.5%

出典：デジタルPMO マイナ保険証利用率ダッシュボード

マイナ保険証利用登録状況 (令和6年10月)

全国 7,747万人〔マイナンバーカード保有者(9,449万人)の82.0%〕

出典：令和6年11月21日社会保障審議会（医療保険部会）資料

オンライン資格確認導入状況 (令和6年10月)

出典：厚生労働省ホームページ

	病院	診療所	歯科	薬局	県計
県内医療機関数	449	4,149	3,136	2,952	10,686
県内運用機関数	446	3,831	2,834	2,849	9,960
県内導入率	99.3%	92.3%	90.4%	96.5%	93.2%

(3) マイナ保険証の利用促進に向けた取組

県の取組

- ・ 各戸配布広報誌「福岡県だより(11月号)」掲載
- ・ 県ホームページ、県公式LINE・Xへの掲載
- ・ ラジオ広報
- ・ 県保険者協議会において国の施策等の情報提供、
広報実施の呼びかけ、広報文案の提供 等

市町村における特徴的な取組

- ・ 市町村広報誌に掲載
- ・ ケーブルテレビでCMを放送
- ・ イベント時にブースを設置して啓発を実施
- ・ 短期保険証の廃止についての広報 等

(4) 保険者努力支援制度（取組評価分）について 【マイナ保険証関係】

令和7年度において、一層のインセンティブ強化が予定されている。

	令和6年度	令和7年度	＜参考＞ 令和6年度交付実績
都道府県分	最大30点	最大50点	(都道府県分) 被保険者1人1点あたり 約12円
市町村分	最大24点	最大71点	(市町村分) // 約79円

令和7年度都道府県取組評価分

(iii) - 1 個人インセンティブの提供 (令和6年度実績を評価)	配点
① 管内市町村のうち、市町村指標①を満たす市町村の割合が8割を超えている場合	15
② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①を満たす市町村の割合が6割を超えている場合	5
③ 管内市町村のうち、市町村指標(1)①及び(2)⑦を満たす市町村の割合が7割を超えている場合	5
(iii) - 2 個人への分かりやすい情報提供の実施 (令和6年度実績を評価)	配点
① 管内市町村の被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が都道府県平均値が上位1割相当の数値を達成している場合	10
② ①の基準は満たさないが、管内市町村の被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成している場合	5
③ 管内市町村のマイナ保険証の利用率の都道府県平均値が上位1割相当の数値を達成している場合	20
④ ③の基準は満たさないが、管内市町村のマイナ保険証の利用率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成している場合	10
⑤ ③及び④の基準は満たさないが、管内市町村のマイナ保険証の利用率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成している場合	5

令和7年度市町村取組評価分

個人への分かりやすい情報提供の実施 (令和6年度の実施状況を評価)	配点
① 保険料の算定方法・納付や各種保険給付の支給要件・申請手続方法を含む国民健康保険制度全般について、マイナ保険証のメリット・マイナ保険証での積極的な受診の周知広報を含めリーフレットを作成し、HP等において周知・広報している場合	5
② 被保険者証更新時や納入通知書の発送時等に、リーフレット等を用いて、医療機関等における積極的なマイナ保険証での受診について周知・広報の取組をしている場合	5
③ 限度額適用認定の申請時に、HP・チラシ、申請様式等を用いて、限度額適用認定証が不要となるマイナ保険証のメリットについて周知・広報の取組をしている場合	5
④ 保健事業を実施する際に、マイナポータル健康・医療情報の活用及び医療機関等における積極的なマイナ保険証での受診について周知・啓発の取組をしている場合	5
⑤ 被保険者証更新時や納入通知書の発送時等に、リーフレット等を用いてマイナ保険証の利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広報の取組をしている場合	2
⑥ 市町村の国民健康保険担当部局と住民制度担当部局が連携・協力することにより、マイナンバーカードの交付対象者が一気通貫で被保険者証の利用申込をできるよう、交付対象者への支援を行っている場合	2
⑦ 被保険者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルにより特定健診情報等が閲覧可能であることに関して周知・啓発を行っている場合	5
⑧ マイナ保険証の利用率について、令和6年8月時点の利用率を35%以上、令和6年11月時点の利用率を50%以上とする目標をそれぞれ設定している場合	2
⑨ マイナ保険証の利用率について、⑧で設定した令和6年8月時点の目標を達成している場合	10

個人への分かりやすい情報提供の実施 (令和6年度実績を評価)	配点
⑩ 被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が全自治体の上位1割に当たる〇〇%を達成している場合	10
⑪ ⑩の基準は達成していないが、被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が全自治体の上位3割に当たる〇〇%を達成している場合	5
⑫ マイナ保険証の利用率が全自治体の上位1割に当たる〇〇%を達成している場合	20
⑬ ⑫の基準は達成していないが、マイナ保険証の利用率が全自治体の上位3割に当たる〇〇%を達成している場合	10
⑭ ⑫及び⑬の基準は達成していないが、マイナ保険証の利用率が全自治体の上位5割に当たる〇〇%を達成している場合	5

※赤字は令和7年度の新規追加分

出典：令和6年6月24日開催 第101回国保基盤強化協議会 事務レベルWG資料「令和7年度公費の在り方」

(5) 市町村事務（資格確認書の発行等）に関する情報共有

- ・ 今年10月、マイナ保険証への移行に伴う市町村事務(資格確認書の記載事項・レイアウト、職権交付の対象者や短期証廃止後の滞納者への対応方針など)について、県内市町村の状況を取りまとめて、その結果を各市町村へ提供した。
- ・ 引き続き、マイナ保険証に関する市町村事務について疑義が生じた際には、必要に応じて県から厚生労働省への問い合わせを行い、その回答について県内市町村への情報提供を行う。